

明石市行政オンブズマン

平成22年度 活動状況報告書

[平成22年4月1日～平成23年3月31日]



明石市行政オンブズマン

明石市政策部市民相談課

目 次

1 はじめに	1
2 オンブズマンの所感	2
(1) 小越芳保代表オンブズマン	2
(2) 福嶋敏明オンブズマン	3
3 オンブズマン制度の利用状況	4
(1) オンブズマン制度についての問合せ	4
(2) オンブズマンの面談・相談	4
(3) オンブズマンへの苦情申立て	5
(4) オンブズマンの自己の発意に基づく調査	6
(5) 区分別処理状況	7
4 処理事例	9
(1) 処理事例 1 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	10
〔所有する土地の評価課税に関する事〕	
(2) 処理事例 2 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	11
〔道路に設置された排水路に関する事〕	
(3) 処理事例 3 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	12
〔所有する土地に埋設されている巨大水路に関する事〕	
(4) 処理事例 4 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	15
〔旧同和地区の固定資産税の事務処理に関する事〕	
(5) 処理事例 5 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	16
〔下水道使用料の算定方法に関する事〕	
(6) 処理事例 6 オンブズマンの意向に沿ったもの	17
〔市営住宅の家賃の減免申請に関する事（※平成 21 年度か） らの繰越〕	
5 明石市法令遵守の推進等に関する条例（抜粋）	18

1 はじめに

オンブズマンとはスウェーデン語で「代理人」を意味し、弁護士や大学准教授といった普段は行政の仕事に携わらない有識者が、市民の皆さんの代理人（オンブズマン）となって、市政に関する苦情を公正・中立的な立場から調査する制度です。

本市では、平成19年7月から「明石市行政オンブズマン設置要綱」により、オンブズマン制度の試行運用を始めてまいりました。その後、2年間の試行運用を経て、それまでの運用状況を検証するとともに制度の見直しを行い、平成22年1月から新たな運用を開始するなど、条例化に向けての準備を進めてまいりました。

そして、平成22年7月1日施行の「明石市法令遵守の推進等に関する条例」の中にオンブズマン制度を規定することにより、恒久的な制度として、新たな第一歩を踏み出すことができました。

当初の目標でありました条例化の実現まで3年の歳月を費やすこととなりましたが、その分、制度をくまなく精査することができ、着実にその礎を築くことができたものと考えております。

平成22年度にオンブズマンが受けた相談・面談は13件、受け付けた苦情申立ては6件でした。

件数の多少については、意見の分かれるところですが、絶えず市民の皆さんにオンブズマン制度のご利用を働き掛け、より身近に感じていただくことが、制度を運用する私達の重要な使命であると考えています。

オンブズマン制度というツールを用いて、開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に寄与することができるよう、これからも引き続き制度の周知に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年（2011年）4月
明石市政策部市民相談課

2 オンブズマンの所感



(1) 小越 芳保 代表オンブズマン

「明石市行政オンブズマン」に就いたのは、平成19年7月1日でした。

聞き慣れない言葉でしたが、使命の根拠となる『明石市行政オンブズマン設置要綱』(同年5月18日制定)を検討いたしましたところ、市民の市政に関する苦情につき、市長さんから委嘱させるものであるにもかかわらず行政の立場をはなれて、客観的第三者の立場に立つことがもとめられているものでした。

当初は、物珍しさもあったと思われ、立ち上がりの苦情件数は上々でした。難題も多々ありましたが、苦情にじっくりと耳を傾けることで、申立人と解決策を協働して見いだすように努め、不十分ながら理解していただくこともありました。

なかには、期待に応えられないこともありました。この様な苦情がどうして起きたのかに思いを巡らせたとき、ハタと気付くことがありました。それは、ある制度を改めれば、この様な苦情を減らすことができるのではないかと、でした。設置要綱では「自己発意」により処理することができましたので、これを活用して該当部所の処理方法を調査して改善を求め、市政の一部を正していただいたこともありました。

市民の皆さんには、なにか不合理と感じたときは苦情を申立ていただきたいところです。その苦情に直接対処できれば良いのですが、そうでないときでも、どこか問題があり、市民一般の皆さんにとって役に立つ市政の一部を正すことができる場合があります。遠慮なく不合理と感じたときは申立をしていただきたいところです。

行政オンブズマン制度は、要綱に基づいて創設され試行していましたが、条例(明石市法令遵守の推進に関する条例・平成22年7月1日施行)に基づくことになりました。これは、制度がより確固たるものに発展したといえましょう。

この発展により総務省の主催する全国オンブズマン会議(全国行政苦情・救済オンブズマン制度連絡会議)に参加する機会を得ました。この会議は、総務省庁舎で平成22年11月16日に開催され、全国加盟35機関のうち25機関が参加していました。兵庫県からは明石市だけが参加しており、県内での先進性を感じました。なお、アジア・オンブズマン協会もあり国際的つながりをもっています。

平成23年3月31日をもって、行政オンブズマンを退任することになりました。退任の辞令は委嘱状の拝受と同じ場所、市庁舎3階の南西角にある市長応接室でした。とても眺めのよい部屋で、西方には瀬戸内海がはるかに続き美しい夕焼けを越えて東洋の文化が往来したことを想起させ、東方に転ずればすがすがしくも明石海峡とそこに架かる大橋が悠然と佇んでいます。それは、明石市の象徴であるかのようであり、海峡は大阪湾から太平洋に通じ世界につながっています。

明石市の過去と未来を無言で語りかけているようです。明石市の市民と行政の在り方を、この眺めに感じるばかりでした。

2 オンブズマンの所感 「明石市行政オンブズマンに就任して」

(2) 福嶋 敏明 オンブズマン



前任のオンブズマンのあとを引き継ぎ、2010年4月に明石市行政オンブズマンの委嘱を受けてから、早くも1年が経過しました。その間、実際に市民の方からお申し立ていただいた苦情の処理にあたってまいりましたが、いずれも真剣に訴えるものばかりで、オンブズマンの職責の重さを痛感しながら、この1年を送らせていただきました。

私は、明石市行政オンブズマンに就任する前に、神奈川県藤沢市という自治体でオンブズマン制度の運営に携わったことがあります。藤沢市は1996年10月にオンブズマン制度をスタートさせておりますので、全国の自治体の中でも比較的早い時期にこの制度を採用した自治体になるわけですが、そこで2001年5月から2007年3月までオンブズマンの苦情調査を補佐する専門調査員という職を務めておりました。ちょうど私がその職を務めていた頃、確か2006年のことであつたと思いますが、オンブズマン制度の設置を検討しているということで、明石市の職員の方が藤沢市オンブズマン制度の視察に来られたことを覚えております。もちろんその当時は、将来自分がその新たに発足するオンブズマン制度のもとでオンブズマンに就任することになるとは夢にも思っておりませんでしたので、一昨年明石市行政オンブズマンの委嘱の打診をいただいた際には、非常に驚きましたし、はたして私に務まるのか不安も抱きましたが、同時に何か不思議な縁のようなものを感じ、最終的に引き受けさせていただきました。今後も明石市行政オンブズマン制度のさらなる定着と発展のために、微力ながら職務に精励してまいりたいと思います。

そして、明石市行政オンブズマン制度がしっかりと定着し、今後ますます発展していくためにも、市民の皆様には是非ともこの制度を積極的に活用していただきたいと思っております。これはおそらくオンブズマン制度を設けている多くの自治体が抱えている課題であると思っておりますが、明石市行政オンブズマン制度においても制度の利用件数がそれほど多くありません。その原因としては、まだまだこの制度が市民の皆様十分に周知されていないことなども考えられるところですが、それと共に私が懸念しますが、この制度に対してある種の敷居の高さをお感じになっている方がおられるのではないかと思います。しかし、もともとオンブズマン制度は、行政事件訴訟や行政不服審査などの他の行政救済制度では申し立てることが難しい市政に対する苦情を拾い上げることを目的として構想された制度ですので、「利用のしやすさ」が制度の大きな特徴であり、利点でもあります。また、一見些細に見えるような市政に対する苦情や疑問であっても、そこに市政の大きな改善につながるヒントが潜んでいることも少なくありません。

日々の行政との関わりの中で市の対応や制度の在り方に少しでも苦情や疑問をお感じになりましたら、どうぞ遠慮なくオンブズマン制度をご利用ください。そして、一緒に明石市政のより良い発展を推進していきましょう。

3 オンブズマン制度の利用状況

(1) オンブズマン制度についての問合せ 件数 **20件**

① 内容別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(ア) 苦情申立ての相談	1	1	1	0	3	1	1	1	0	1	2	1	13
(イ) 制度に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(ウ) 制度に対する意見・批判	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
(エ) 担当課からの情報提供	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	5
月別計	1	2	2	2	4	1	1	1	0	2	2	2	20

② 方法別件数内訳

(単位：件)

方法	月												方法別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(ア) 電話	0	2	2	1	4	1	0	1	0	1	2	1	15
(イ) 来庁	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	5
月別計	1	2	2	2	4	1	1	1	0	2	2	2	20

(2) オンブズマンの面談・相談 件数 **13件**

① 状況別件数内訳

(単位：件)

状況	月												状況別計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(ア) 苦情申立てを受けての面談	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	5
(イ) 苦情申立てにならなかった相談	0	0	1	0	0	1	3	2	0	0	1	0	8
月別計	0	0	1	0	2	3	3	3	0	0	1	0	13



(3) オンブズマンへの苦情申立て
件数 **6件**

① 方法別件数内訳

(単位：件)

方法	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	方法別計
(ア) 持参		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3
(イ) 郵送		0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
(ウ) ファクシミリ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計		0	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	6

② 対象機関別件数内訳

(単位：件)

対象機関	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	対象機関別計
(ア) 財務部税務室資産税課		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(イ) 土木部道路管理課		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(ウ) 下水道部下水道管理課、下水道建設課、財務部税務室資産税課		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(エ) 福祉部こども室保育課		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(オ) 財務部税務室税制課		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(カ) 下水道部下水道総務課		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
月別計		0	0	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	6

③ 行政組織別申立て内容

行政組織	件数	受付年月日	内容	処理
(ア) 財務部税務室資産税課	1件	平成22年7月20日	所有する土地の評価課税に関する事	H22.9.15 完了
(イ) 土木部道路管理課	1件	平成22年8月9日	道路に設置された排水路に関する事	H22.9.17 完了
(ウ) 下水道部下水道管理課、下水道建設課、財務部税務室資産税課	1件	平成22年8月11日	所有する土地に埋設されている巨大水路に関する事	H22.12.16 完了
(エ) 福祉部こども室保育課	1件	平成22年9月16日	保育所入所の申込方法に関する事	継続
(オ) 財務部税務室税制課	1件	平成22年9月30日	旧同和地区の固定資産税の事務処理に関する事	H23.1.18 完了
(カ) 下水道部下水道総務課	1件	平成22年11月18日	下水道使用料の算定方法に関する事	H23.1.18 完了
合計	6件			

④ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

処理結果	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	対象機 関別計
(ア) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
(イ) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	4
(ウ) 調査を打ち切り・中止したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(エ) 調査しないこととしたもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(オ) オンブズマンが意見を表明したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	0	0	5
※調査継続中													1
計													6

(4) オンブズマンの自己の発意に基づく調査
件数 0件

① 行政組織別調査内容

行政組織	件数	調査実施年月日	内 容	処理
(ア) 都市整備部建築室 住宅課	1件	平成22年1月28日	市営住宅の家賃の減免申請に関すること（※平成21年度からの繰越）	H23.2.17 完了
合 計	1件			

② 処理結果別件数内訳

(単位：件)

処理結果	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	対象機 関別計
(ア) オンブズマンの意向に沿ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
(イ) オンブズマンが意見表明したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
※調査継続中													0
計													1



(5) 区分別処理状況

(単位：件)

区 分	件数
処理件数	7
1 苦情申立て	6
(1) 処理を終了したもの	5
① 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1
(ア) 調査の過程で解決したもの	1
(イ) 勧告したもの	0
(ウ) 意見表明したもの	0
② 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	4
③ 調査を打ち切り・中止したもの	0
(ア) 調査を打ち切ったもの	0
うち、苦情申立ての取下げによるもの	0
(イ) 調査を中止したもの	0
④ 調査をしないこととしたもの	0
(ア) 所管外となったもの	0
a 裁判や行政上の不服申立手続等で審理中又は審理済のもの	0
b 監査委員が請求に基づき監査中又は監査済のもの	0
c 議会に関するもの	0
d 職員の自己の勤務内容に関するもの	0
e オンブズマンの行為に関するもの	0
(イ) 調査対象外であることがわかったもの	0
a 市の機関の業務の執行や当該業務に関する職員の行為に当たらないもの	0
b 苦情申立人が利害を有しないもの	0
c 事実のあった日から1年を経過したもの	0
d 内容が虚偽、不適切なもの	0
e 調査することが相当でないもの	0
(2) 調査継続中のもの	1
2 オンブズマンの自己の発意に基づく調査	1
(1) 処理を終了したもの	1
① オンブズマンの意向に沿ったもの	1
② オンブズマンが意見を表明したもの	0
(2) 調査継続中のもの	0



4 处理事例



(1) 処理事例 1 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室資産税課		
苦情申立ての内容	<p>法務局へは田として登記し、固定資産税も田として課税されていた土地（以下「当該土地」という。）を平成8年度から市が課税地目を宅地に切り替え課税していることに気が付きました。</p> <p>市の担当部署と話し合い、平成23年度からは課税地目を田として課税することになったのですが、平成8年度以降の課税地目を田とした場合との差額分返還の申し入れは、聞き入れてもらえませんでした。</p> <p>私が当該土地を田として登記しているのは、農家として最低限必要な面積として3反を確保するためであり、節税のためと考える市とは見解が異なり理解してもらえません。</p> <p>昔から田として登記している土地であるのだから、平成8年度に遡って課税地目を田に戻し、納めすぎた固定資産税を返還してほしい。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは面談で、申立人がこれまでずっと耕作し続けてきたとおっしゃられましたので、市が課税地目を田から宅地に変更した事情や平成8年度以降、宅地として課税し続けてきた経緯等を確認するため、資産税課の調査を実施しました。</p> <p>資産税課によると、固定資産税の課税地目の認定は、現況の利用状況によって行うものであり、当該土地についても基準に沿って認定したとのことでした。</p> <p>また、登記地目と課税地目が異なることについては、固定資産にかかる土地の評価は登記上の地目にかかわらず、現況に即した地目によって行うものであることから、登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合があるとのことであり、解説書『固定資産評価基準解説（土地編）』にそのとおりの内容が記述されていることを確認しました。</p> <p>なお、記録のわかる範囲内ということで資産税課から提供された平成18年当時の航空写真や最近に撮影された写真からは、当該土地で耕作されていた痕跡は見受けられませんでした。</p> <p>以上のことからオンブズマンは、当該土地を手に入れ登記された申立人のご苦勞は大変なものであったことと存じますが、申立人の当該土地に対する思い入れと固定資産税の当該土地の課税評価は別ものであり、耕作をはっきり裏付けることができないことから、平成8年当時の資産税課の事務処理に、当該土地の課税地目を遡って田として認定しなければならないような落ち度があったと言うことはできず、平成8年度以降、宅地として課税してきたことについても疑念を抱く余地はありませんでした。</p> <p>なお、平成23年度から課税地目を田として課税する資産税課の事務処理は、当該土地が新たに耕されて農地である現況を確認できたためであり、過去の宅地課税とした取り扱いに誤りは認められませんでした。</p> <p>以上のとおり調査の結果として通知いたします。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成22年（2010年）	7月20日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成22年（2010年）	8月12日	23日間
市の機関への調査年月日	平成22年（2010年）	8月26日	37日間
調査結果通知年月日	平成22年（2010年）	9月15日	57日間

(2) 処理事例2 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	土木部道路管理課		
<p>苦情申立ての内容</p>	<p>自宅の隣に南北に走る市道があり、以前は、道路を挟んで筋向かいの高所にある家付近の道路に降った雨は、容量不足の排水溝に集められ、これが道路を横断して埋められたパイプによって、私の敷地内の可能性のある水路（以下「当該水路」という。）へ流れていたのですが、市が道路の向かい側に立派な側溝（以下「側溝」という。）を設け、これまでのパイプを撤去して横断溝（以下「横断溝」という。）を設置しました。</p> <p>そもそも、この工事を施工するきっかけとなった高所の家の住人の要望は、敷地より高い道路に降った雨水が敷地内に流れ込むことを防ぐために道路の高さを下げてほしいというだけのものであります。しかし、市は洪水対策という名目で、当該水路の関係者である私に事前に説明すること無く大規模な改修工事を着工し、中止の要請をしたにもかかわらず完成させたことに納得できません。</p> <p>この工事は関係住民の意見を無視した不必要な工事であるのだから、設置した側溝と横断溝を廃止してほしい。</p>		
<p>調査結果等</p>	<p>オンブズマンは申立人と面談した後、これまでの経緯や当該水路の権利関係等を確認するため、道路管理課の調査を実施しました。</p> <p>道路管理課によると当該水路は境界が確定しておらず、所有者がはっきりしていないとのことでしたが、当該水路は道路管理課の道路台帳図面に載っており、道路区域に含めて道路管理課が維持管理する水路として位置付けられているとのことでした。</p> <p>また、オンブズマンは面談時に、工事によって生じた不都合についてお尋ねしたとき、申立人から明確な答えをお聴きすることはできず、当該水路の所有者がはっきりしていないことから、申立人の権利の侵害関係は薄く、仮に関係があったことにしましても、不合理を感じるほどの事実が認められません。</p> <p>市が要望を受けて工事を行うにあたっては、要望内容をもとに目的等を明確にして最良の検討を加え、最終的には市が決定するというのが通常の手順であり、この工事は、道路の高さを下げてほしいという要望内容を汲み、洪水対策として道路に側溝を設け、側溝に流れ落ちた水を道路の反対側にある当該水路へスムーズに流すための横断溝を整備したものであり、これまでの排水機能をより充実させることができたのであろうとは感じますが、不必要な大規模工事を行ったとは感じられません。</p> <p>また、工事の最中に申立人の要請に市が対応したことがあり、申立人は工事を了解していたことが窺われます。</p> <p>以上のことから、側溝と横断溝を撤去することは、せっかく充実させた施設の機能を破壊するために市の貴重な財源を投入することになり、そこまでしなければならない理由は見当たりません。</p> <p>最後に、今後の工事においても一層、地元住民の理解が得られるよう十分な説明に努めることを道路管理課へ申し入れ、この度の調査を終えることにしました。</p>		
<p>苦情申立ての受付年月日</p>	<p>平成22年（2010年）</p>	<p>8月 9日</p>	<p>要した日数</p>
<p>オンブズマン面談年月日</p>	<p>平成22年（2010年）</p>	<p>8月12日</p>	<p>3日間</p>
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成22年（2010年）</p>	<p>8月26日</p>	<p>17日間</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成22年（2010年）</p>	<p>9月15日</p>	<p>37日間</p>

(3) 処理事例3 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

調査対象機関	下水道部下水道管理課、下水道部下水道建設課、財務部税務室資産税課
苦情申立ての内容	<p>現在父が所有する土地の地下に巨大な水路が埋設されているために、土地の利便性が著しく損なわれています。市は当時の土地所有者であった祖母から承諾を得ているということですが、それは市が水路の維持管理を行っていくというものであり、地下を無償で貸与するという趣旨ではありません。下水道は市が公道下に埋設して維持管理すべきものであると考えます。平成 15 年の水路発見後、下水道付け替えの進捗はあまりにも緩慢です。また、地下に水路が埋設されていることを認識した時点で、市は進んで固定資産税及び都市計画税の減価について検討すべきではなかったでしょうか。</p> <p>市は早急に地下水路を撤去してほしい。また、早期に撤去できないのであれば、平成 15 年から撤去されるまでの土地の賃借料を支払うとともに、固定資産税及び都市計画税を減免してほしい。</p>
調査結果等	<p>1. 担当課に対する調査内容</p> <p>オンブズマンは、水路の撤去と賃借料に関する担当部署として下水道部の下水道管理課と下水道建設課、固定資産税及び都市計画税の減免に関する担当部署として財務部税務室資産税課に対する調査を実施しました。</p> <p>(1) 下水道部に対する調査内容</p> <p>本件水路が埋設されている西明石南地区では、民間事業者が軍需工場を開設するために昭和 10 年代に個人の用地を買収しており、戦後、工場跡地の多くが農家や個人等に売却され、住宅地等になっておりますが、本件水路に関する資料はなく、本件水路の所有者を断定することはできなかったとのことでした。</p> <p>また、本件水路を市が公共下水道として機能管理するに至った経緯としては、市議会での問題提起を受け、市が調査した結果、本件水路に亀裂等が確認されたことから、平成 13 年度から補修を行ってきましたが、本件水路には補修の域をこえた対策が必要であるとの判断に至り、平成 15 年度から西明石南地区水路整備事業が実施されることになったとのことでした。</p> <p>市は、平成 15 年に当該事業に係る地元説明会を開催しておりますが、その際に配布された資料のなかでは、本件水路の課題として「危険回避の観点から、老朽化した水路の陥没等を未然に防止すること」と「民有地を通過し、維持管理が困難な水路を廃止すること」の 2 点が示されており、課題の取り組み方針として「平成 15 年度から効果的・効率的な補強等を実施する」と「水路の代替となる下水道施設を設置し、機能の切り替えが完了した後、水路を充填する」ことが示されております。また、本件水路の廃止可能年度計画として平成 28 年度以降との計画が示されております。</p> <p>なお、説明会当時の土地の所有者である申立人のご祖母様からは、平成 15 年 6 月に、市が本件水路を公共下水道として機能管理することなどを承諾する旨の承諾書が明石市長宛に提出されております。</p> <p>(2) 資産税課に対する調査内容</p> <p>地方税法の規定により、固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われておりますが、地下水路などの地下障害物の存在に伴う減価は、同基準に直接の定めがなく、市町村長が宅地の状</p>

況に応じ必要があるときは「所要の補正」をするものとされております。しかし、現在のところ、明石市では、地下障害物に関する「所要の補正」が設けられていないため、申立人のお父様が所有する土地に関しては、これまで本件水路が存在することに伴う減価補正が行われてこなかったとのことでした。

資産税課としては、この度の申立人からの申出を踏まえて、今後地下障害物に関する「所要の補正」の要否や補正率について検討したいとのことでした。もっとも、地下障害物に関する「所要の補正」を新設するとしても、その適用は次回の評価替え基準年度である平成 24 年度からとなるとのことでした。

なお、固定資産税の評価に不服がある場合に関しては、地方税法及び行政不服審査法において、審査の申出及び異議申立ての仕組みが定められておりますが、本件については、申立人のお父様からご連絡をいただいたのが、納税通知書が到達してから 60 日以上経過していたため、異議申立てをお受けすることはできなかったとのことでした。

2. オンブズマンの判断

(1) 本件水路の早急な撤去について

市は、土地の所有者から本件水路を公共下水道として機能管理することについて承諾を得る際に開催した説明会のなかで、本件水路に関して上記のような課題と方針を示しておりますので、土地の所有者から本件水路を公共下水道として機能管理することについて承諾を得る際に、本件水路を充填することによって廃止すべき責務を負ったものと考えられます。

しかし、このことは、市が本件水路を直ちに廃止すべき責務を負ったことまで意味するものではないと考えられます。本件水路が埋設されている地域はきわめて広範囲に亘るため、本件水路を廃止する作業には多くの時間と予算を要することになり、説明会で示されていた本件水路の廃止年度計画も、本件水路の廃止に要する時間と予算を勘案して立案されたものです。確かにこの計画は長期にわたるものですが、本件水路の廃止に要する予算と市の財政事情を勘案すれば、市が当該計画を立案したことに非違・不当な点があるとまではいえないと考えます。

なお、本件水路の撤去を行うことができるのは、本件水路の所有者のみであると考えられますが、市は本件水路の所有者ではありませんし、本件水路を撤去する約束を交わした資料も確認することができませんでしたので、市に本件水路を撤去するまでの責任はないものと考えます。

(2) 賃借料の支払いについて

市が私有地の下に新たに公共下水道を埋設したような場合であれば、市と当該私有地の所有者との間で、土地を使用することについて権利関係が生じることになりますが、本件水路はもともと土地に埋設されていたものであって、市が新たに設置したものではありませんので、本件水路上の私有地との関係に限って言えば、市と私有地の所有者との間に当該私有地を使用することについて権利関係は生じないこととなります。

もっとも、本件水路の所有者は不明とのことですが、例えば、土地の持主が作った石垣が土地の一部として土地所有者の所有となるように、本件水路も、設置当時の土地所有者が設置したものと推測されることから、土地の一部として土地所有者に所有されていると考えることもでき、そうだとすれば、市は私有地の所有者が所有している本件水路を公

共下水道として機能管理していることとなりますので、本件水路の所有者たる私有地の所有者と市との間で本件水路を使用することについて権利関係が生じるものとみなすことができることとなります。

しかし、当事者間で賃貸借の関係が成立するためには、賃料の支払いに関する約定がなされていることを要しますが、申立人のご祖母様が市に提出された承諾書には、有償の定めがなされておりませんので、市は本件水路を機能管理することによって賃借料を支払う責任はないものと考えられます。

なお、相続の一般的効力としては、被相続人の財産上の権利義務は、一身専属権を除いては、すべて相続の開始と同時に当然に相続人に移転することとなりますので、被相続人であるご祖母様がなされた土地に関する承諾の意思表示は、当該土地の相続人であるお父様に承継されるものと考えられます。

(3) 固定資産税及び都市計画税の減免について

地方税法の規定により、市の課税処分の誤り等が原因となって納税額に過誤納金がある場合、納税者は5年に遡って市に対して過誤納金の還付を求めることができますが、本件のように不服申立期間を徒過したために異議申立て又は審査請求が行われなかった場合、市の課税処分に誤りがあるとして過誤納金の還付を求めることができるのは、市の課税処分が無効である場合となります。

課税処分が無効となるのは、当該処分に「重大かつ明白な瑕疵」がある場合と解されており、固定資産評価基準は、「所要の補正」の具体的な実施方法を「評価庁の裁量的判断に委ねているもの」と解されており、前回の基準年度である平成21年度当時であっても、地下障害物に関する「所要の補正」を実施していた市町村が、全体の1割にも満たなかったことも併せ考えますと、これまで明石市が地下障害物に関して「所要の補正」を実施してこなかったことは、課税処分を無効とするほどの「重大かつ明白な瑕疵」にあたるまでとはいえないものと考えられます。

(4) 結語

以上のとおり、オンブズマンは、申立人が求めておられます本件水路の早急な撤去、賃借料の支払い、固定資産税及び都市計画税の減免のいずれについても、市の行政に非違・不当な点があるとの判断には至りませんでした。

もっとも、オンブズマンは、本件水路が公共下水道として機能管理されることで本件水路上の土地利用に制限が生じている状況は決して好ましいものではなく、こうした負担をできるだけ早く取り除くためにも、市の財政事情の許す範囲内でできるだけ早期に本件水路の廃止がなされることが望ましいものと考えます。また、固定資産税及び都市計画税の評価に関しては、今後は地下障害物に関する補正を含めた「所要の補正」のより積極的な活用がなされることを通じて、固定資産の評価のより一層の適正化が図られることが望ましいものと考えます。

そこで、オンブズマンは、市に対して以上の意見を申し入れることとし、本件苦情の調査を終了することにいたしました。

苦情申立ての受付年月日	平成22年(2010年) 8月11日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成22年(2010年) 9月 2日	22日間
調査結果通知年月日	平成22年(2010年) 12月16日	127日間

(4) 処理事例 4 苦情申立ての趣旨に沿ったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室税制課		
苦情申立ての内容	<p>平成 13 年 4 月頃に同和地区の人から、同地区の固定資産税は、一旦、法令等に基づいて計算された額が納められ、一部を差し引いた後、残りの額は同地区の各世帯に返却されるという話を聞きました。同和問題は根深い問題であるとはいえ、財政状況が厳しい現在も同じ措置を続けているということであれば、それは常識では考えられないことであり、同地区以外の人から見れば逆差別とも受け止められる措置です。</p> <p>現状を尋ねてみましたが、市の職員は身内意識が強くて隠すような言動が多く、本当のところを確認できていませんので、この問題をオンブズマンに調査してほしい。</p>		
調査結果等	<p>上記苦情に基づき、オンブズマンは、担当部署である財務部税務室税制課の調査を実施しました。</p> <p>その結果、明石市では、昭和 49 年度分（昭和 48 年度課税分）から平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）までの間、旧同和地区に居住している方々を対象として、固定資産税および都市計画税を減免する措置（以下「当該措置」といいます。）が実施されてきた事実を確認しました。</p> <p>当該措置は、国および地方公共団体が行う同和対策事業について定めた法律である「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」および「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の趣旨に基づき、市の施策として実施されてきたものであり、その具体的内容は、旧同和地区に居住している方または居住していた方を対象として、個人の所有する土地および家屋に係る固定資産税および都市計画税について、土地および家屋それぞれの合計面積または課税標準額の合計に応じ、一定割合または全額を免除するという措置でした。</p> <p>しかし、税制課の説明によれば、当該措置は、前記「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年 3 月 31 日をもって効力を失ったことに伴い、平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）を還付したことを最後に廃止され、現在では実施されていないとのことでした。オンブズマンは、税制課が保管する関係資料を閲覧し、平成 14 年度分（平成 13 年度課税分）以降の措置を廃止することを決定した決裁文書により、当該措置が市の職員からの説明どおりに廃止されていたことを確認しました。</p> <p>なお、明石市では、申立人が指摘されている固定資産税および都市計画税のほかにも、軽自動車税および市県民税について、旧同和地区に居住している方々を対象とした特別措置が実施されてきた事実を確認しましたが、こうした特別措置は、固定資産税および都市計画税に係る特別措置が平成 13 年度分（平成 12 年度課税分）を最後に廃止されたことをもって、すべて廃止されるに至り、現在では実施されていないことを確認しましたので、その旨をお知らせし、今回の調査を終えることにしました。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成 22 年（2010 年）	9 月 21 日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成 22 年（2010 年）	9 月 16 日	- 日間
市の機関への調査年月日	平成 22 年（2010 年）	10 月 19 日	28 日間
調査結果通知年月日	平成 23 年（2011 年）	1 月 18 日	119 日間

(5) 処理事例 5 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	下水道部下水道総務課	
苦情申立ての内容	<p>私は、屋内の蛇口から出した水は炊事、洗濯、洗面、トイレ、風呂などに使用した後、地下にあるし尿浄化槽に溜め、家庭菜園などに散水しています。また、屋外の蛇口から出した水も生垣に散水しています。</p> <p>下水道の使用料は水道水の使用量に応じて決まるということですが、私の場合は蛇口から出した水は全て散水しており、下水道を使用していないのに下水道使用料を納めなければならないことに納得できません。下水道の使用料を水道水の使用量ではなく、汚水を下水道へ流す量に応じて決めてほしい。</p>	
調査結果等	<p>下水道の使用料については、下水道法において、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」と定められており、使用料を定める際の原則として、「一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。」、「二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」等が定められております。</p> <p>下水道総務課の説明によりますと、一般に水道の給水装置（蛇口）から出た水はその大部分が下水道に排除されている状況にあること、また、各家庭の排出口に精度の高いメーターを取り付けることは現状では困難であることから、明石市下水道条例において、水道水の使用水量を下水道に排除した汚水の量とみなして下水道使用料を算定することを定めていることでした。各使用者が下水道に排除した汚水の量を厳格に測定するためにはメーター等の設置や維持管理に多大な費用を要することになり、その費用が下水道使用料に加算されることになれば、下水道使用料が「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」とする下水道法の定める原則に反することにもなりかねません。多くの費用をかけて各使用者が実際に下水道に排除した汚水の量を厳格に測定することよりも、各使用者の水道水の使用水量を下水道に排除した汚水の量とみなすことによって、結果的に下水道使用者全体の負担を和らげることを優先させた明石市における下水道使用料の算定方法は、現状に応じたより妥当な算定方法であると考えられます。</p> <p>なお、明石市では、使用者は、水道水の使用水量に応じて算定された下水道使用料を支払うしか他に方法がないということではなく、水道水の使用水量と下水道に排除した汚水の量が著しく異なり、下水道に排除した汚水の量以外の水量が多量であって、そのことを自己負担で設置するメーター等により明確に証明できる場合には、排除汚水量の減量認定を行うことも可能であることでした。こうした措置は、下水道使用料が「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。」とする下水道法の定める原則にも適っているものと考えられるところです。</p> <p>申立人が実際に下水道に排除した汚水の量に応じた下水道使用料の算定を望まれるということでしたら、特例として手続きができることを申し添え、この度の調査を終了することにしました。</p>	
苦情申立ての受付年月日	平成22年（2010年）11月18日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成22年（2010年）11月18日	0日間
市の機関への調査年月日	平成22年（2010年）12月 3日	15日間
調査結果通知年月日	平成23年（2011年） 1月18日	61日間

(6) 処理事例6 オンブズマンの意向に沿ったもの

苦情申立て対象機関	都市整備部建築室住宅課		
<p>オンブズマンが自己の発意に基づき取り上げた事案の趣旨</p>	<p>住宅課によると、市営住宅の家賃の算定基礎とする額は、公営住宅法施行令（以下「政令」という。）で定められており、家賃の算定にあたっては法令等の定めにより2年前の収入を用いるということでした。</p> <p>これに対し、市営住宅の家賃の減免について必要な事項を定めた明石市営住宅家賃等減免及び徴収猶予実施要綱（以下「要綱」という。）においては、収入月額が一定額以下の場合、政令で定められた家賃をさらに減額する減免を設け、その判断材料を収入月額のみとしている点、また、減免の適用を申請された月からとしており、遡っていない点、さらに、家賃の減免に関する説明が、一部の減免だけについて説明しているように受け止められる点について改善の余地を感じましたので、オンブズマンの自己の発意に基づく調査を実施することとしました。</p>		
<p>調査結果等</p>	<p>まず、公営住宅は「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸」する住宅であるという大前提のもと、家賃算定の基礎となる額は、入居者の月収に応じて政令で定められており、特別の事情がある場合、事業主体（市）は家賃を減免できることが規定されています。</p> <p>以上のおおりに、低廉な家賃は政令において既に定められていますので、公営住宅法に定められた家賃の減免は、収入以外に「特別な事由」がある場合を想定しているのであり、入居者の収入月額だけをもって減免とする事務処理は、公営住宅法の趣旨から逸脱していると言わなければなりません。相当な理由を付し、その理由を疎明してもらうべきではないでしょうか。</p> <p>また、公営住宅の毎月の家賃の額は、2年前の収入をもとに算定しており、算定した家賃の額が入居者の収入実態と合わないケースが起りえますので、収入以外の特別な事情があり、減免に該当する事由の発生年月日を明らかにできるのであれば、減免の開始時期を遡ってあげることもひとつの考え方であります。</p> <p>なお、「収入認定通知書」の裏面に記載の家賃の減免の説明は、幾つかの減免事由がある中で、一部の減免事由についてのみ説明しているように読み取られ、改善の余地を感じました。</p> <p>以上のことを住宅課へ指摘して改善の検討をお願いし、平成23年1月13日に進捗状況についてお聴きしたところ、収入月額以外に減免するに値する相当な理由を付すべきことについては、一定のご理解をいただけたようでした。</p> <p>また、減免の開始時期を遡及することについては、より特別な事由と収入実態に即した取り扱いになるのですから、検討する余地があるものと考えるところです。</p> <p>なお、家賃の減免に関する説明については、平成22年4月に他の減免事由に該当する場合のことを付け加えた文書を郵送した結果、以前よりも多くの減免申請があったということでしたので、一定の周知が図られたものと評価いたします。</p> <p>今後の住宅課の努力に期待することとしまして今回の調査を終了することにしました。</p>		
<p>市の機関への調査年月日</p>	<p>平成22年（2010年）</p>	<p>1月28日</p>	<p>要した日数</p>
<p>調査結果通知年月日</p>	<p>平成23年（2011年）</p>	<p>2月17日</p>	<p>385日間</p>

5 明石市法令遵守の推進等に関する条例（抜粋）

第5章 行政オンブズマン

（行政オンブズマンの設置）

第42条 市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、並びに行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的として、本市に行政オンブズマンを置く。

（オンブズマンの所管事項）

第43条 行政オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）の所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下この章において「市の業務」という。）であって、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 訴訟手続その他の裁判所における手続、刑事事件その他犯則事件に関する法令の規定に基づく手続又は行政上の不服申立ての手続その他の紛争処理制度において既に審理が行われ、又は現に行われている事項
- (2) 監査委員が請求に基づき既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容及び身分等に関する事項
- (5) オンブズマンの行為に関する事項

（オンブズマンの職務）

第44条 オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市の業務に関する苦情の申立てを受け付け、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の苦情の申立てを端緒として、自己の発意に基づき市の業務に関する事案を取り上げて調査すること。
- (3) 第1号の規定により受け付けた苦情又は前号の規定により取り上げた事案（以下この章において「苦情等」という。）について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下この章において「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 苦情等の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

（オンブズマンの責務）

第45条 オンブズマンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズマンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズマンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関の協力）

第46条 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立の立場を尊重しなければならない。

2 市の機関は、オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的に協力し、援助するよう努めなければならない。

（市民等の協力）

第47条 市民その他オンブズマンに関する制度を利用する者は、第42条に規定する

オンブズマンの設置の目的を達成するため、オンブズマンに関する制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(オンブズマンの組織等)

第48条 オンブズマンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズマンとする。

2 オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が有り、かつ、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 オンブズマンの任期は、2年とし、再任されることができる。

4 オンブズマンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第49条 オンブズマンは、公職者又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズマンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(オンブズマンの守秘義務)

第50条 第9条第1項の規定は、オンブズマンの守秘義務について準用する。

(解嘱)

第51条 市長は、オンブズマンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他オンブズマンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。

2 オンブズマンは、前項に規定する場合を除いては、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(オンブズマン会議)

第52条 次に掲げる事項を協議するため、オンブズマン会議を設ける。

(1) オンブズマンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズマンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズマンの協議により必要と認める事項

2 オンブズマン会議は、代表オンブズマンが招集する。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズマン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズマンがオンブズマン会議に諮って定める。

(苦情の申立て)

第53条 何人も、オンブズマンに対し、市の業務について苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による苦情の申立て(以下この章において「苦情申立て」という。)は、次に掲げる事項を記載した苦情申立書により行わなければならない。ただし、オンブズマンが苦情申立書によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 苦情申立てをしようとするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情申立ての趣旨及び理由並びに原因となった事実のあった年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

3 苦情申立ては、代理人により行うことができる。

(調査対象外事項)

第54条 オンブズマンは、苦情申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情申立てに係る苦情について調査しない。

(1) オンブズマンの所管する事項でないとき。

- (2) 苦情申立てをした者（以下この章において「苦情申立人」という。）が、苦情申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。
- (3) 苦情の内容が、苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 苦情の内容が虚偽であるものその他オンブズマンの設置の目的に照らして不適切なものであると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でない特別な事情があると認めるとき。

2 オンブズマンは、前項の規定により調査しないときは、苦情申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。
（調査の通知等）

第55条 オンブズマンは、苦情等について調査を行うに当たっては、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 オンブズマンは、苦情等の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止することができる。

3 オンブズマンは、前項の規定により苦情等の調査を中止したときは、当該苦情等が、申立てに係るものである場合にあっては理由を付してその旨を苦情申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づくものである場合にあっては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。
（オンブズマンによる調査の方法等）

第56条 第16条第2項、第17条及び第18条（第5項を除く。）の規定は、オンブズマンによる苦情等の調査について準用する。

（出資団体等の調査への協力）

第57条 出資団体等及び指定管理者は、オンブズマンが行う苦情等の調査について、協力するよう努めるものとする。

（苦情等の調査結果の通知）

第58条 オンブズマンは、苦情等の調査を終了したとき（第55条第2項の規定に該当する場合を除く。）は、その結果を、次の各号に掲げる苦情等の区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 苦情申立てに係る苦情 苦情申立人及び第55条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づき取り上げた事案 第55条第1項の規定により通知した市の機関

（勧告及び意見表明）

第59条 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズマンは、苦情等の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズマンは、苦情申立てに係る苦情について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

（勧告及び意見表明の尊重）

第60条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

（オンブズマンへの報告等）

第61条 オンブズマンは、第59条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定に

よる意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズマンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズマンに報告しなければならない。

3 オンブズマンは、苦情申立てに係る苦情について前項の規定による報告があったときは、苦情申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告等の内容の公表)

第62条 オンブズマンは、第59条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 第25条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(事務局)

第63条 オンブズマンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(オンブズマンの活動状況の報告)

第64条 オンブズマンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3章の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた内部公益通報について適用する。

3 第5章の規定は、施行日の1年前の日以後にあった事実に係る苦情について適用し、当該1年前の日前であった事実に係る苦情については、適用しない。

4 第6章の規定は、施行日以後にされた外部公益通報について適用する。

(最初に契約する公益監察契約の期間)

5 この条例の施行後最初に契約する公益監察契約の期間は、第7条第4項の規定にかかわらず1人は2年、1人は3年とする。

(準備行為)

6 市の機関は、施行日前においても、この条例の施行に必要な準備行為をすることができる。

